

平成25年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成25年6月3日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	大塚美季
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	植村俊彦
福祉課長	本庄徳光	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	西川肇
教委総務課長	山崎善之	生涯学習課長	佃田真規
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄

## 1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 議案第24号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について
- 日 程 7. 議案第25号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について
- 日 程 8. 議案第26号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第27号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日 程10. 議案第28号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について
- 日 程11. 議案第29号 平成24年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日 程12. 議案第30号 斑鳩東小学校(本館東棟・本館西棟・体育館)校舎耐震補強工事請負契約の締結について
- 日 程13. 議案第31号 平成25年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について
- 日 程14. 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)
- 日 程15. 認定第1号 平成24年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について
- 日 程16. 報告第5号 平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)
- 日 程17. 報告第6号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)
- 日 程18. 報告第7号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告につ

いて（公共下水道事業特別会計）

日 程 1 9 . 報 告 第 8 号 平 成 2 4 年 度 斑 鳩 町 文 化 振 興 財 団 事 業 報 告 に つ い て

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

( 午前 9時45分 開会 )

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより、平成25年第3回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成25年第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、お練り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、おかげをもちまして、各事業を円滑に推進させることができ、心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例についてなど、14議案を提出させていただいております。いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、満場一致で原案どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、佐伯、中川両監査委員には、5月15日、平成24年度斑鳩町水道事業会計決算について克明にご審査をいただき、深く感謝いたしますとともに、賜りましたご意見を踏まえて、さらに合理的、効果的な運営に努め、安全・安心で良質な飲料水の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

なお、提出議案の説明は、後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。

次に、私事でございますが、この機会をお借りいたしまして、現在の私の心境について述べさせていただきたいと思っております。

早いもので、私が7期目の町政を担う榮譽を与えていただいた任期も、あと5か月余りとなりました。私は、この間、明日の斑鳩町のために、今、何をすべきかという思いを心に刻み、その基本姿勢として『「生き生きと躍動する町・斑鳩」を未来へ』を掲げ、全身全霊で町政運営に邁進してまいりました。

これまでの歩みを顧みますと、幾多の困難や試練はありましたが、来るべき高齢化率30%を超える少子高齢化社会に備えたまちづくりに向けて、子どもから高齢者まで、誰もが生涯を通じて安全に、安心していきいきと暮らせるような福祉と健康のまちづくりを推進してまいりました。中学3年生までの医療費の無料化、各種予防接種の助成など、子育て支援にも力を注ぎ、安心して子どもを生み育てることのできる環境の充実を図りました。

また、公共下水道や、いかるがパークウェイなどの都市基盤の整備を進展させるとともに、文化財の情報発信の拠点である文化財活用センターの建設、さらには、衛生処理場での焼却処理を廃止し民間業者による委託処理を導入したほか、地震に備えた学校校舎の耐震補強が本年度で完了するなど、斑鳩が持つ特性を活かしながら、21世紀にふさわしいまちづくりを着実に進めることができました。

これもひとえに住民の皆様、町議会の皆様を初め、多くの方々のご理解とご協力のおかげと、衷心より深く感謝をいたしている次第でございます。

さて、現在、わが国は、国の内外に課題が山積している状況に加え、東日本大震災やその後、立て続けに襲ってきた台風による直接的・間接的な影響が、私たちを一層苦しめ、その爪痕は残されたままとなっております。

そのような中、これまで経験したことのない人口減少や高齢社会によって、社会がどのように変わるのか予測できない側面があり、近い将来発生が高い確率で予想される南海トラフ巨大地震の懸念とあいまって、多くの皆様が将来に対し漠然とした不安を抱いておられるのではないかと思います。

また、児童虐待や孤立死など、いわゆる無縁社会が深刻な社会問題を生み出しています。

このような社会にあって、私は、住民の皆様の声に耳を傾けながら、一人ひとりの絆をしっかりとつなぎ、お互いが思いやりの心を寄せ合い、安全で安心して暮らしていける環境づくりに全力を尽くしていかなければならないと考えております。

さらには、右肩上がりの経済成長が期待できない厳しい状況の中、ますます多様化・複雑化する住民サービスに対応するためには、これまで以上に、住民の皆様に対する説明責任を果たすとともに、行政主導のまちづくりではなく、住民の皆様との協働のまちづくりを進めていかなければなりません。

そうしたことから、私は、今後のまちづくりの主要な施策として、次の7つの視点を定めました。

1つは、「子どもの笑顔が見えるまちづくり」であります。子育て支援に引き続き取り組み、出生率奈良県1位をめざしてまいります。

2つ目は、「笑顔で元気に暮らせるまちづくり」であります。高齢者の日常生活の利便性の向上や、地域コミュニティ交通の拡充などをはかってまいります。

3つ目は、「安全安心のまちづくり」であります。自主防災組織への支援、(仮称)空き家対策条例の制定、公共施設やため池の耐震化工事などを進めてまいります。

4つ目は、「環境にやさしいまちづくり」であります。生ごみ分別収集、公共施設でのLED化などを進めてまいります。

5つ目は、「快適に住めるまちづくり」であります。いかるがパークウェイの整備、国道25号歩道設置などを引き続き促進してまいります。

6つ目は、「歴史文化の資源の保全と活用」であります。史跡中宮寺跡の整備と活用、まちなか観光などを推進してまいります。

最後に7つ目は、「未来につなげるまちづくり」であります。持続可能な財政運営と行政改革を引き続き推進するとともに、(仮称)協働のまちづくり条例を制定し、住民と行政の協働のまちづくりを推進してまいります。

以上、私のまちづくりの7つの視点について簡単に触れさせていただきました。

今後におきましても、議員皆様方のご支援を賜りながら、町民憲章に掲げる和の精神を尊び、私たちのふるさと斑鳩をどこよりも魅力のある、そして住むことを誇りに思えるまちに築き、それを未来に引き継いでまいりたいと考えております。

私は、愛する斑鳩町のまちづくりへの情熱が続く限り、引き続き町政の舵取りとしての職を担って斑鳩町の発展に尽くしてまいりたいと意を固めているところであります。

よろしくご理解賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長(中西和夫君) ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布をいたしております議事日程表のとおりであります。よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には会議規則第127条の規定により議長において指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員には、7番、嶋田議員、8番、小野議員を指名いたします。

両議員には会期中よろしくお願いをいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から本月20日までの18日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から本月20日までの18日間と決定いたしました。

続きまして、日程3、建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成25年第1回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

11番、飯高委員長。

○建設水道常任委員長（飯高昭二君） 皆さんおはようございます。

それでは、去る5月21日、建設水道常任委員会を開催させていただきましたので、ご報告をいたします。

まず、理事者より、会議に先立ち、最初の委員会ですので、各部長から異動のあった係長以上の職員及び新規採用職員の紹介がありました。

初めに、1. 継続審査、(1) 都市基盤整備事業に関することについて、①公共下水道事業に関することについて報告を受けました。

平成25年度の下水道工事箇所図の下水道工事進捗状況について、平成23年度から平成25年度までの3か年継続事業として取り組んでいる岡本汚水幹線2工区工事は、シールド工事により管渠築造を進められています。シールド掘進状況として、発進基地である元フレンドリー跡地より発進し、歩道橋交差点を西方向へ進め、町道201号線を南へ折れて、国道25号に入り、現在、中宮寺バス停付近を掘進させています。

次に、平成24年度から平成25年度までの2か年継続事業として取り組んでいる目安汚水幹線2工区工事では、服部2丁目地内の最下流部分で既設マンホールからの路線の推進工事を進められています。

次に、平成25年度の面整備工事について、稲葉西1丁目・2丁目地内の5工区-1工事では、去る5月14日に指名競争入札を執行いたしました。本工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、契約の締結について本定例会へ議案として上程したいとの報告を受けました。

続いて、公共下水道接続申請状況について、平成24年度には、248件の申請があり、申請総数が2,715件、利用世帯総数が、3,078世帯となり、接続率は64%です。融資あっせん利用数については、平成24年度に7件の申請を受け付け、総数が41件、また、浄化槽雨水貯留施設への転用申請は3件を受け付け、申請総数が36件となっているとの報告がありました。

委員からは、質疑はありませんでした。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて報告を受けました。

まず、いかるがパークウェイについて、平成25年度末の稲葉車瀬区間の供用に向けての工事で、昨年度の工事に引き続き施工される予定。奈良国道事務所では昨年末に入札を執行されてきましたが、契約が不調となり、2月から一時工事が休止の状態となっていますが、5月中には施工業者が決定する予定とのこと。施工業者が決まり次第、施工計画の準備作業が進められ、関係自治会に対する説明を行い、7月初旬には工事着手し、平成26年3

月末の供用予定で進められているとのこと。また、奈良国道事務所では、この工事を実施しながら、岩瀬橋西詰から三室交差点までの区間について事業を延伸し、計画的に事業を進める方針で、現在、用地取得に向けて調査業務等の準備作業が進められているとの報告がありました。

次に、法隆寺線整備事業ですが、国道取り付け部分の残存用地について、町、地権者、マンション管理者の3者で協議がされ、マンション管理会社担当者から、マンション管理の立場から、施設の配置計画を5月を目途に町に提案できるよう検討したいとの申し出があったとのこと。今後、地権者所有者の境界の確定と代替駐車場の範囲の確定を行うため、作業を進めるとともに、提出される施設の配置計画案の内容を町としても検証し、案への対応について相手方と協議を進めるとの報告がありました。

委員から、パークウェイの一時休止していた工事の内容と出水時における工事の関係について、また、岩瀬橋西詰から三室の交差点の区間における交渉の優先順位の考え方についての質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、③JR法隆寺周辺整備事業に関することについて、駅北口の南北の町道312号線の整備で、以前より路線東側に残っている1件について、課題となっている隣接地との敷地整理の進捗についての状況把握のため、4月11日に地権者を訪問し、一定の話合いがまとまっているということを確認しました。今後、地権者からは、6月末を期限として隣接地の建築物の除却をされるとのことであり、建築物が除却されたあと、敷地の境界も互いに確認できた時点において、駅前の道路整備についても交渉を進めていただけるとの意向を確認したという報告がありました。

委員より、西側の整備については、今後、どのような計画を考えられているのかなどの質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、2. 6月定例会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けました。

(1)平成25年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えることから工事の請負契約について議会の議決を求めるものです。契約対象となる工事名は、斑鳩町公共下水道事業第11処理分区5工区-1工事で、工事場所は、稲葉西1丁目、稲葉西2丁目地内です。施工を予定している路線は、位置図のとおり、竜田川岩瀬西詰の既設マンホールで、最下流から町道502号線内を西方向へ延長298.5m。また、町道516号線、紅葉ヶ丘自治会へ入る南北道路へ、南方向へ47.8mの路線となっています。また、岩瀬橋付近の工事区間では、都市計画道路いかるがパークウェイの橋梁工事及び取り合い道路の工事と調整を図りながら進めることから、奈良国道事務所とも事前協議を行っており、国道工事の進捗及



び学童の通学路の迂回等、調整を図りながら安全に工事を進めていくとのこと。さらに、現在の都市計画道路いかるがパークウェイの道路計画線形において、今回築造予定の下水道施設は、道路本線を外した歩道もしくは側道部にマンホールを設置する計画とする報告がありました。

委員より、側道部におけるマンホールの設置とパークウェイの計画時の高さの調整について、さらにマンホールの嵩上げで調整分の工事について、紅葉ヶ丘の地域の集中浄化槽の排水の利用についてなどの質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、(2)平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)について、流域下水道センター内の設備機器更新工事を平成24年度の補正予算により取り組み、繰越されたことから、市町村においても、その財源となる市町村負担の繰越しをするものです。第2款流域下水道費、第1項流域下水道費で、事業名流域下水道整備促進事業、金額113万5千円、翌年度繰越額113万5千円、財源内訳として、既収入特定財源13万5千円、地方債100万円で、6月議会定例会において報告を予定しているとの報告がありました。

委員からは、質疑はありませんでした。

次に、(3)斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、奈良県営水道の給水料金の減額改定に伴い、県営水道料金が平成25年度4月から値下げされたことにより、その値下げ分を使用者の皆様に還元するため、平成25年10月分の水道料金からすべての口径を対象に使用料金を1m<sup>3</sup>当たり一律10円値下げになる改定を行うものです。今後の予定として、6月議会に上程し、議決後、10月検針から施行を考えており、施行まで間、住民に周知を図るとともに料金システムの改良も並行して進めていきたいとの報告がありました。

委員より、一般家庭で口径20mm、平均の家庭で1か月あたりどれぐらいの値下げになるのかとの質疑があり、税抜きで約220円値下がりがするとの答弁がありました。

次に、3.各課報告事項について、(1)平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告において、一般会計について報告を受けました。平成25年3月議会において、繰越明許費の議決をされた歳出予算のうち、平成24年度内で執行できなかった経費について、平成25年度に繰り越しをしたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告を受けました。

委員からは、質疑はありませんでした。

次に、(2)平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)について説明を受けました。継続費の平成24年度にかかる歳出予算の経費の金額のうち、通次繰越

をした金額について、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づいて議会に報告がありました。

委員より、町道437号線の踏切拡幅の交渉について質疑があり、一定の答弁がされております。

次に、(3)平成24年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、平成23年5月に公布された、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律で、地方公営企業法の一部改正により、法定積立金の積み立ての義務が廃止され、条例の定めるところにより、または議会の議決を経て利益及び資本剰余金を処分や経営判断により資本金の額を減少させることができることなど、事業体の裁量に委ねられたもので、柔軟な発想に基づき経営の自由度を高めるなどの観点から将来において適切な経営を進めるものであるとの報告がありました。

委員からは、質疑はありませんでした。

次に、(1)一般国道25号斑鳩町歩道整備設置事業に関することについて説明を受けました。

まず、龍田地区の龍田大橋前後の歩道設置事業については、奈良国道事務所において継続的に用地交渉が進められており、順調に用地取得が進捗しています。

次に、法隆寺地区の町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点までの間の歩道設置については、国道北側で事業協力が難色を示されている方が1件、奈良国道事務所において、用地取得に向けた測量調査の実施可能などところについて、調査を進める準備が行われています。次に、平成25年度の当初予算の関係については、龍田地区において、1億9,200万円の用地補償費、工事費、法隆寺地区においては7,500万円の用地補償費、測量調査費、工事費の予算が確保されているとの報告がありました。

委員より、法隆寺地域のスケジュールの内容について質疑があり、一定の答弁がありました。

次に、(5)「ソーラーシステム等の設置に関する基準」について、本基準は、本年4月1日から施行されている斑鳩町風致地区条例に基づく許可の審査指針の中で、ソーラーシステム等の設置に対する許可の審査基準として定めたものであるとの報告がありました。

委員より、法隆寺地域における現時点のソーラーシステムの設置について、また、ソーラーシステムの基準の周知について質疑があり、一定の答弁がありました。

次に、理事者に他の報告について求めたところ、建設課から報告がありました。それは、斑鳩町龍田西2丁目チサンマンションⅡ番館前の町道548号線で、小学6年生の児童の方がけがをされたとのことでした。

4月27日午後4時頃、当該マンション前の水路にかかっているグレーチング蓋とコンクリート蓋の隙間に、サンダルつま先が入り転倒して、足のけがをしたという事故で、現在治療をされているとの報告がありました。

委員より、コンクリートとグレーチングの状況や発生防止などについて質疑があり、一定の答弁がありました。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見をお受けしたところ、委員より、ガス管工事後の舗装復旧の進捗状況などについて質疑があり、一定の答弁がありました。

以上が閉会中に開催いたしました委員会の概要です。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようよろしくお願いをいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4、厚生常任委員長報告についてを議題といたします。同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

13番、里川委員長。

○厚生常任委員長（里川宜志子君） それでは、閉会中に開催させていただきました厚生常任委員会の概要の報告をさせていただきます。去る5月22日（水）に全委員出席のもと、委員会を開催いたしました。

まず初めに、1つとして、継続審査案件その1、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたしました。主に、生ごみの分別収集モデル事業についての報告がなされております。平成21年からスタートしたこの事業のこれまでの経過とともに、その結果を踏まえ、平成25年度の計画目標3,000世帯から上方修正して3,200世帯とすることや、現在、可燃ごみのうち5.4%に当たる227.75トンが堆肥化できており、それによるコストは、堆肥化することによって、焼却処理するよりも300万円のダウンとなっていることなどが報告されました。

委員より、コストダウンしていることを広く住民に理解してもらい費用対効果を明らかにしていくこと、自治会以外でも個人での分別に取り組むこと、こういったことにいろいろな意見が出まして、これに対して一定の答弁がされております。以上、報告を受け、一定の審査をしたということで終わりました。

次に、2つ目といたしまして、6月定例会の提出予定議案について、あらかじめ説明を受けました。その1、町長専決処分について承認を求めることについて（平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）の説明を受けました。

これは、議員皆さんご承知のように、例年行っている累積赤字への対応として繰上充用を行うこと、額としては、現在出納整理期間であり、見込みとして4億5,600万円程度に

なること、そして、平成24年度の単年度では700万円程度の黒字が見込まれることなどの報告がありました。これについては、委員から特段の質疑はありませんでした。

以上、6月定例会の提出予定議案については、あらかじめ説明を受けて終わりました。

次に、各課報告事項についてを議題とし、順次報告を受けてまいりました。

その1、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について、住民生活部所管のものについて説明があり、あわ保育園の園児送迎用駐車場の整備687万9千円について、住宅地の中で、以前から住宅の自治会からも車についての苦情があったりして、また、園児がふえてきている、そういうことから保護者の要望もあり、今回土地をお借りすることができたので、来年1月からの開放を目指して実施していきたいということの報告がされました。

委員からは、詳しい金額の内訳や面積などについて、また、駐車場の利用方法のルールづくりとその徹底についてなど質疑があり、一定の答弁が行われています。

2つ目として、平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）、第4款衛生費、第2項清掃費のごみ積み替え施設整備事業について、平成24年度予算計上の7,541万7千円について、開発事前協議、実施設計協議に時間がかかり、本年12月6日完了の予定であることから、計算書のほうを出させていただくということでの報告がございました。これについては、特に質疑はありませんでした。

3つ目といたしまして、平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたしました。これは、国の補正予算により実施する住民生活部所管の事業である老人憩の家、あゆみの家、鳩水園の耐震診断に要する費用について報告を受けました。

委員からは、耐震診断後、その結果に基づいてどうするのかという方針についての質疑があり、町のほうから一定の考え方が示されました。

4つ目として、風疹ワクチン接種費用の助成について、これは、提出されている資料に基づきまして説明を受けました。

委員からは、費用の国・県などの助成のあり方や町の負担、また、効果的な啓発、取り組みについて、そしてまた、他の自治体の動向などの質疑があり、これについても一定の答弁がなされております。

5つ目として、斑鳩町地域生活支援事業実施要綱の一部改正についてですが、障害者自立支援法の一部改正によるものとして、提出されている資料に基づき説明がありましたが、委員からは、福祉ホームについての奈良県内の状況についての質疑があり、これについても一定の答弁がされております。

6番目として、平成24年度国民健康保険税の不納欠損について、7番目には平成24年度介護保険料の不納欠損について、8番目には平成24年度後期高齢者医療保険料の不納欠

損について、それぞれ、提出されている資料に基づき法的根拠により不能欠損を行う状況について説明を受けました。

このうち、特に国民健康保険税については、相談窓口の夜間設置をしたり、いろいろと取り組みをやってきたがその実績について、そしてまた悪質滞納者の対策について、また、窓口での相談による分納誓約をしている状況について、また、若い世代や失業者の納付問題について、また、納付に対してのモラルの低下を防ぐ対策についてなどの質疑があり、一定の答弁がなされております。

9つ目として、いかるがの里クリーンキャンペーンの開催について、毎年行われているこの行事について、参加の呼びかけとともに、チラシにより、当日の行事の流れについて説明を受けました。これについて、委員からは特段の質疑はございませんでした。

以上、各課報告事項として報告、質疑を受けた後、その他の報告につきまして理事者のほうに求めましたところ、3つございました。

その1として、旧鳩水園従業員宿舍用地の貸付について、虹の家さんの新規事業が県の指定を受けて事業採択されたことに基づきまして、4月1日に土地を無償で貸すことの契約を行い、さらに、建物の解体、撤去に町が100万円の補助を出すということが報告されました。

2つ目として、たつた保育園園庭の改修について、園庭の水はけが悪いことから、排水溝の整備を行い、また、いろいろなものを運搬するための車両進入口がなかったもので、その進入口を設置するということが報告をされております。

3つ目として、福祉課の夏の3事業についての報告がありました。1日里親については7月25日、心身障害者（児）ふれあいのつどいについては7月28、29日に、身体障害者ふれあいのつどいについては8月22日に計画が確定したことが報告をされました。

これらの報告について特段の質疑はありませんでした。

次に、4番目といたしまして、その他について、委員皆様に意見、質疑などをお受けしましたところ、委員より、1つとしては、野良猫に餌付けをしていることについてなどの質疑がございまして、各都道府県、市町村、いろいろな条例などの、今、作られている状況があるということもある中で、学習会を行っていくということにいたしました。

2つ目としては、ごみの積み替え施設の現地調査について意見がございましたので、これについては、工事の進捗状況を見ながら、現場と協議していただき現地調査を行うことといたしまして、確認をさせていただいております。

以上が、閉会中に開催いたしました委員会の概要でございますが、詳細につきましては会議録に整理をいたしますので、ご覧いただきますようお願いといたしまして、報告とさせて

いただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君）次に、日程5、総務常任委員長報告についてを議題といたします。同じく、閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

14番、木澤委員長。

○総務常任委員長（木澤正男君） それでは、5月24日全委員出席のもと総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要について報告させていただきます。

まず、委員会の冒頭に、年度替わりということもありまして、当委員会所管の総務部、教育委員会について、異動のあった係長以上の職員等及び新規採用職員の紹介をしていただきました。

次に、継続審査案件であります斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、担当課長より、斑鳩町文化財活用センターの運営について、5月23日から6月25日までを会期とし、春季企画展「斑鳩の文化財展－平成24年度実施の調査成果展－」を開催していることや、6月10日には文化財活用センター運営委員会が開催されたことなどが報告されました。また、5月4日と5日に春季の史跡藤ノ木古墳石室特別公開が行われ、両日で2,486人の見学者があり、今回も、官学連携の協定をしている法隆寺国際高校と奈良大学の学生に、受付や石室内の解説補助を行っていただき、その元気の良い対応に見学者も喜んでいたとの報告がありました。さらに、史跡中宮寺跡の整備については、整備の基本理念やゾーン別の整備の考え方についてまとめられ、基本設計書の抜粋資料をもとに整備の考え方等が示されました。

これらの報告に対し質疑をお受けしたところ、委員より、史跡中宮寺跡の整備総額に対する町の負担について質疑があり、理事者より、実施設計が定まっていないので金額ははっきり言えないが、事業費の約15%になるとの答弁がありました。また、ゾーン別になっている県道沿い地域のイメージについて、さらには用地取得に至る経緯について質疑と指摘があり、それぞれ理事者より一定の答弁がされています。以上が継続審査案件に関する審査の概要です。

次に、6月定例会に付議が予定されている議案について、あらかじめ説明をうけることといたしました。

はじめに、特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について、斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について、この2つについては関連するものでありますので一括議題とし、理事者の説明を求めたところ、国において、厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員の人件費を削減するため、平成24年4月から平

成26年3月末までの2年間の時限措置として給与の減額支給が行われており、本町では、この国家公務員の給与減額支給措置の趣旨並びに国家公務員としての給与水準の均衡の原則、近隣自治体の取組み状況などを踏まえて、本年7月から国の減額支給措置期間が終了する平成26年3月まで、職員の給与減額を実施するとの報告がありました。

まず、一般職の職員については、給料月額で平成25年度のラスパイレス指数が約100になるよう給料水準を引き下げるものである。国は既に給与の減額支給を行っており、本町の平成24年度のラスパイレス指数は106.4となっているので、この数値を約100とするため、平均約6%の減額を行うこととしている。また、国の職務の級ごとの減額割合は、国においては7級以上が10%、3～6級が8%、2以下が5%となっているが、これらを勘案し、本町の職員に適用する減額割合を定めている。なお、管理職手当、期末手当及び勤勉手当、地域手当については、ラスパイレス指数が100以下である市町村との均衡等を考慮し減額しないことにしている。そして、これら一般職の職員にかかる給与への影響総額は3,911万円になるとの説明がありました。また、臨時職員については、現行の賃金水準を鑑み、減額を行わないことも併せて報告がありました。

次に、特別職の職員についてですが、特別職の職員等の減額内容については各地方公共団体において判断されることとなっており、給料月額は、平成17年度からの給料減額の取り組み及び一般職の職員の減額割合を考慮し、現行の減額割合、町長8%、副町長5%、教育長3%に更に5%を上乗せし減額することとしている。次に、期末手当については、一般職の職員に準じて減額しないこととしている。そして、特別職の職員にかかる給与への影響総額は約230万円であるとの説明がありました。

これらの報告について質疑をお受けしたところ、委員より、近隣でラスパイレス指数が100を超えるところはあるのか、また、超えるところは減額をされるのかとの質疑があり、三郷町、平群町、王寺町がラスパイレス指数100を超えており、三郷町、王寺町は実施を予定している。平群町はすでに3月議会で10%減額を実施しているので、今回は改定されないとの答弁がありました。また、当初予算での交付税削減額や職員組合との話し合いについて質疑があり、理事者より、本算定は8月になるが、約5,400万円程度の削減になる見込みであることと、さらに、そうした一方で、平成25年度に地域の元気づくり推進費というのが新たに創設され、ラスパイレス指数や職員の数などを加味してこれに見合う額が地方に交付税措置されるということで、8月の算定期間まで詳細はわからないが、国から示された情報によると、約3,300万円程度が増額になるだろうということで、差し引き2,000万円程度の減になると考えている。また、組合との交渉については、5月16日に行い、期末勤勉手当や地域手当では減額しないことや、また、住民の理解を得るために行うも

のであるということについては一定の理解をいただいたというふうに考えているとの答弁がされています。

次に、斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、また、これと関連する各課報告事項の斑鳩町スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題とし、あわせて理事者に説明を求めたところ、すこやか斑鳩・スポーツセンターのトレーニング機器の利用について、現在は利用される都度に200円の使用料をいただいているが、3月議会の一般質問で、利用回数券等を発行して利便がよくなるように検討できないかとの質問があり、その後研究し、当町の利用者に意向を確認したところ、112人中91人、およそ8割の方が、回数券があれば利用するとの回答結果であったことから、回数券方式を導入しようとするものであるとの報告がありました。

報告に対し質疑をお受けしたところ、委員より、回数券作成の経費について、トレーニング機器以外のものに対する回数券発行の考え方について質疑があり、理事者より、回数券はコピー機などで印刷する、また、回数券発行の考え方については、利用頻度や利用形態によって対応していきたい、他団体などから希望があれば前向きに検討していきたいとの答弁がされています。

次に、平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、理事者の説明を求めたところ、今回の補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億2,230万円とするものであり、歳入では、平成25年度のLED防犯灯への切り替えに係る費用の財源として財政調整基金5,230万円の取り崩しを、歳出では、LED防犯灯への切り替え5,230万円と、町立あわ保育園において送迎時の園児及び地元住民の安全等を図るため、園児送迎用駐車場を整備するための費用として687万9千円の増額補正をお願いするものであるとの報告がありました。

報告に対し質疑をお受けしたところ、委員より、LEDへの切り替え費に対する国県の補助金について、たつた保育園の駐車場整備に対する町の考え方等について質疑があり、理事者より、LED切り替えは町単独事業であること、また、駐車場整備については、あわ保育園の定員が大きく増え、自治会からも以前より要望があることなどを考え、まずあわ保育園の駐車場を整備し、用地の話がまとまり次第、保護者とも相談して、たつた保育園についても検討していきたいなど一定の答弁がされています。

次に、斑鳩東小学校（本館東棟・本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題とし、理事者の報告を求めたところ、予定価格が5,000万円を超えることから、工事の請負契約について6月定例議会において議会の議決をお願いするものであり、



5月14日に行った入札の結果、契約の相手方としては宮崎建設株式会社で、契約金額は1億7,724万円、工期は議会議決後87日間となっている。なお、耐震補強工事については、通常夏休み期間を利用して施工しているが、体育館の耐震補強工事については施工期間として約87日が必要となることから、昨年の斑鳩西小学校耐震補強工事請負契約と同様に6月定例会初日に議決をお願いしたいとの報告と工事図面による詳細な説明がありました。

報告に対し質疑をお受けしたところ、委員より、児童の安全等にどのように配慮されているかとの質疑があり、理事者より、工事現場の安全管理に関する計画について工事図面の提出とともに説明がありました。また、入札について、なぜ指名競争入札で辞退者が出るのかとの質疑があり、理事者より、国のほうで補正予算が発注され、辞退されたすべての業者が、技術士の配置ができない状況にあるということで辞退を表明しているとの答弁がされています。

以上、6月定例会に付議が予定されている議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わりました。

次に、各課報告事項を議題とし、平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）、理事者の報告を求めたところ、本報告は、継続費の議決をいただいている歳出予算のうち、平成24年度内での執行ができなかった経費を、平成25年度予算に通次繰越したことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をするものであるとのことで、それぞれ項目に沿って説明・報告がありました。

報告に対して質疑をお受けしましたが、委員からの質疑等はございませんでした。

次に、平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題とし、理事者の報告を求めたところ、本報告は、平成24年度予算において繰越明許費の議決をいただいている歳出予算のうち、平成24年度で執行できなかった経費を平成25年度予算に繰越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであるとのことで、それぞれ項目に沿って説明・報告がありました。

報告に対して質疑をお受けしましたが、委員からの質疑等はございませんでした。

次に、奈良県広域消防組合の設立について、また、奈良県広域消防組合の設立に伴う西和消防組合の解散について、さらに、西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、この3点については関連することから、あわせて理事者の報告を求めました。

まず、奈良県消防広域化協議会でのこの間の経緯について説明があり、平成25年6月6日に第11回協議会総会を開催し、奈良県広域消防組合格約案及び奈良県広域消防組合設立に伴う協定書案について、37市町村の実質合意に向けて事務が進められているとの報告がありました。また、消防組合設立に向けて、広域化の今後のスケジュールについて説明があ

り、6月6日の協議会総会で、組合同約、協定書等の実質合意を行い、その上で、組合同約の議決に向け、各市町村で6月議会に議案となる組合同約が上程され、すべての市町村で可決されたならば、8月に協議会総会が開催され、37市町村長による調印の後、9月には、平成25年度補正予算、本部改修工事、下水道接続工事など、奈良県市町村総合事務組合等への加入手続き、公平委員会の県人事委員会への委託等の議決、そして、市町村議会の議決後、奈良県知事の許可を得て、11月には、新組合設立に向けての設立総会が行われ、こうした過程を経て12月に新消防組合の設立となるとの報告がありました。

続いて、奈良県広域消防組合の設立に関する協議書（案）の説明があり、組合の名称や組織の構成、また、組合議会への西和消防からの選出議員は4名であることなど、それぞれの項目にそって説明を受けました。

続いて、奈良県広域消防組合の設立に伴う協定書（案）の説明がありました。協定書については、奈良県広域消防組合同約を定めるにあたり、当該規約に定める経費以外の経費負担、全体統合後の経費負担、並びに消防署の管轄及び活動区域について必要な事項が定められているとのことで、それぞれの項目にそって説明を受けました。

続いて、奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議書（案）の説明があり、奈良県広域消防組合設立の日の前日をもって西和消防組合は解散するものであるとの説明を受けました。

続いて、西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議書（案）の説明がありました。この協議書において対象とする組合の財産は、1つに基金、2つに建物、3つに消防車両等、4つに債務、5つに前各号に掲げるものを除くすべての財産となっており、まず、基金については、平成25年3月31日現在の基金の総額はおよそ5億7,600万円となっているが、本年6月議会上程予定日現在では、その組合解散前日の基金総額が確定していないため、総額を、組合の解散の日の前日における基金の総額として、西和7町への按分は過去からの分担金率に応じた按分率で示されているとのことです。また、建物・土地、車両、債務について現在の西和消防の状況について説明を受けました。

以上報告を受け、質疑をお受けしたところ、委員より、1つに奈良県広域消防組合設立の日と西和消防組合解散の日の時間差について、2つに広域組合参加について町はどう考えているのか、3つに今まで出されてきた資料から負担金等の数字は変わっているのか、4つに広域化への合意が得られなかった場合どうなるのか、5つに西和消防の解散に反対の町が出てきた場合はどうなるかなどの質疑が出され、理事者より、斑鳩町としては広域化に参加するという意思を持って動いている。また、これまで出てきた資料以上に新しい数字は出ていない。広域化への合意が得られなかった場合は、その市町村は除いた分で、短期に必要な

な書類を作成し、ほぼ、今示されている工程で広域化が進められていくと聞いている。西和消防の解散については、法律上では、例えば1町だけが反対しても組合を解散できるように自治法がすでに改定されているが、西和消防組合の規約上はまだ改定されていないので、もしそうした状況になれば、西和消防組合規約の改定についても併せて議論がされていくものとする。などの答弁がされました。

さらに委員からは、審議をするのに資料が不十分であるとの意見や、もっと説明が必要だとの意見が出され、同時に、議運の委員長である委員から、議長と相談してもっと説明を受けられる場を検討していきたいとの意見が出されました。当委員会としてもこうした委員皆さんの意見を踏まえ、次回の総務常任委員会に向け、資料の充実を検討してまいりたいと考えています。

次に、平成24年度町税不納欠損処分についてを議題とし、理事者の報告を求めたところ、平成25年3月31日付けで地方税法の規定に基づき不納欠損処分を行ったものについて説明があり、平成24年度では、合計金額で929万8,723円、実人数では52人の不納欠損処分を行っているとのことでした。さらに、地方自治法に基づき事由別の内訳についても詳細に説明を受けました。

報告に対して質疑をお受けしたところ、固定資産税の個々の内容について質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、体罰調査の結果についてを議題とし、理事者の報告を求めたところ、3月1日に小・中学校で全児童・全生徒を対象に実施し、体罰を受けたと児童・生徒が回答した内容について、校長・教頭が事案の程度をAからDの4つのグループに分類を行っており、Aは懲戒の対象となる体罰、Bはいきすぎた指導（体罰とは言い切れない指導）、Cはきびしい指導（軽微な身体接触を伴う指導）、Dは通常の指導という判断基準を基にAからDの4段階の評価を行ったものである。

そして、その結果は、小学校では、体罰があると答えた児童は15人おり、その内訳は、Cが8件、Dが7件という評価になっている。

次に、中学校では、体罰がある答えた生徒は14人おり、内訳は、Bが1件、Cが2件、Dが11件という評価となっているとのことでした。

また、特に、いきすぎた指導Bと評価された事案については、生徒の服装を指導した際に生徒が指導に従わなかったため、教諭が生徒の首を腕で抱えて生徒を静止させようと指導したもので、その際に首が赤くなり、足を擦りむいたというもの。また、指導後、これからはちゃんとするようにと生徒の胸を2、3回たたいたものであるとのことでした。

この事案については、体罰の実態調査以前に発生しており、既に学校から教育委員会に報

告があったものであり、教諭が生徒を指導するために行ったものだが、いきすぎた指導であると判断し、この先生に対しては校長からすでに嚴重注意を行っているとのことでした。

なお、この調査結果については3月29日付けで県教育委員会に報告済みであるとの報告がありました。

報告に対し質疑をお受けしましたが、特段の質疑等はございませんでした。

次に、民事調停事件についてを議題とし、理事者の報告を求めたところ、調停申立書の趣旨について説明があり、紛争の原因は、平成23年1月11日6年2組の体育の授業中に転倒し、前歯2本を損傷し差し歯となった事故に起因するものであること。

次に、相手方の要求では、1として、申立人が60歳になるまで、申立人と親権者が望む治療を受けさせ、治療費の全額と交通費を支払うこと。2として、申立人に対し慰謝料100万円を支払うこと。3として、斑鳩小学校体育館床の管理について具体案を示し遂行すること、最後に、各学校より教育委員会に報告があった場合、教育委員会自ら現地調査をし、早急に対応することの4点であること。

また、既に、2月22日と4月の16日に奈良簡易裁判所において2回の調停が行われており、来週、5月の28日には和解案が示される予定となっている。

そこで示される内容にもよるが、3回目の28日の調停で、恐らく、感触としては、その和解案をもって和解できる可能性があるという感触を得ていることから、5月の28日以降、議会の開会前、あるいは開会中に和解が成立したら、6月議会に追加で議案を上程し、議会の議決を賜りたいと考えているとの報告がありました。

報告に対し質疑をお受けしたところ、委員より、体育館に何か不備があったのか、また、今回の調停では、体育館の管理上町に瑕疵があったのか、生徒の不注意であったのか、争点がどこにあるのか教えてほしい、との質疑があり、理事者より、申立人の3点目の要求については、既に体育館改修の工事を予定していたということで、不備は特段なかったというふうに考えている。また、体育館の床の状態やその当日の教員の指導についても、教育委員会としては瑕疵があるというふうには考えていない。ただ、学校の授業中に起こった事故であることには間違いないので、今、請求されている内容のうち、健康保険で対応できる部分以外については、治療費の一環としてお支払いすることはやぶさかではないという考えで、今調停に臨んでいるとの答弁がされました。

次に、斑鳩町生涯学習推進計画についてを議題とし、理事者の報告を求めたところ、本計画の策定については、まず、社会教育委員会で、平成24年9月、12月、そして平成25年の2月の3回にわたり審議をいただき、その後、教育委員会において、平成25年の2月と3月の2回にわたり審議をいただき、そうした経過を経て策定されたものであるというこ

とで報告を受け、計画書の項目にそって、その概要について担当課長より説明がありました。

報告に対し質疑をお受けしましたが、特段の質疑等はございませんでした。

次に、理事者より、6月14日の総務常任委員会終了にあわせ、消防運営委員会の開催が予定されていること。また、本年で世界文化遺産登録が20周年を迎えることから、これを記念して、読売新聞社とともに6月7日から13日の間、写真展「法隆寺～四季を巡る～」の開催を予定していることの報告がありました。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員のみなさんにお聞きしたところ、委員より、ご当地ナンバーについて質疑があり、町長が不在でしたので、副町長から、町長からはまだ何も聞いていないが、国土交通省のほうで推進しているということで、システムについての認識や県下での動向について一定の答弁がされました。

以上が閉会中の総務常任委員会における審査結果の概要です。なお、詳細につきましては会議録にまとめておりますので、ご一読いただきますようお願いいたしまして、総務常任委員会の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、日程6．議案第24号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について、日程7．議案第25号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について、日程8．議案第26号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、日程9．議案第27号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程10．議案第28号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について、日程11．議案第29号 平成24年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程12．議案第30号 斑鳩東小学校（本館東棟・本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結について、日程13．議案第31号 平成25年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、日程14．承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）、日程15．認定第1号 平成24年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、日程16．報告第5号 平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）、日程17．報告第6号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）、日程18．報告第7号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）、日程19．報告第8号 平成24年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、以上、14議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました14議案について総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長（小城利重君） 本定例会に付議いたしました各議案の概要説明の前に、少しお時間をいただき、現在、町が進めております事業につきまして、その考え方なり、現在の状況等をご説明いたしまして、議員皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

初めに、風しんワクチンの接種費用の助成についてであります。風しんが全国的に大流行しており、奈良県からの通勤が多い大阪などにおいても感染者が急増しております。風しんは、妊娠期にかかると胎児が先天性風しん症候群にかかる危険性が高くなることから、妊娠を希望している女性やその配偶者等を対象に、町単独事業として、本年度に接種した風しんワクチン接種費用の一部を助成することといたしました。抗体を持たない対象者に一人でも多く接種を受けていただき、安心して出産できるよう支援してまいります。

次に、たつた保育園の園庭排水工事の実施についてであります。雨天時に、園庭に水溜りができることにつきまして、既設の暗渠排水管の詰まりが原因であったことから、水溜りの現況に合わせて暗渠排水管を敷設し直すこととしたもので、梅雨入りまでの早い時期に完了させる必要があったことから、緊急で工事を行ったところであります。

次に、平成24年度から2か年の継続事業として進めております、最終処分場内の可燃ごみ積み替え施設の建設についてであります。開発事前協議や建築確認申請などの諸手続が完了し、5月上旬から本格的に建設作業に取りかかっているところであります。今後の予定といたしましては、当初の計画どおり、本年12月上旬には竣工し、試運転等を行い、平成26年1月の供用開始を予定しております。

次に、いかるがパークウェイの整備促進についてであります。平成25年度末の供用開始に向けて進められております稲葉車瀬区間の工事は、契約不調により、本年2月から工事が中断されておりましたが、このたび請負業者が決定し、今後、関係自治会に対する工事説明会が行われ、工事に着手されることになっております。

また、奈良国道事務所では、当該工事を実施しながら、岩瀬橋西詰から三室交差点までの区間におきましても、計画的に事業を進める方針とされております。

なお、平成25年度の当初予算として1億4,000万円が確保されたところであります。

町といたしましても、今後とも事業が円滑に推進されますよう、奈良国道事務所と連携を密に図りながら地元調整等に努めるとともに、国土交通省をはじめ、関係各方面への更なる予算確保等の要望活動に取り組んでいるところであります。

次に、国道25号の歩道設置事業についてであります。龍田大橋付近の歩道設置事業は、奈良国道事務所において継続的に用地交渉が進められており、交渉がまとまりましたところ

から順次契約を締結され、事業は順調に進捗しております。また、龍田大橋東詰の通学路となっております箇所につきましては、児童が安全に通行できるよう、一部区間において暫定的な歩道整備工事も実施されたところであります。

また、町営法隆寺観光自動車駐車場から法隆寺東交差点までの間の歩道設置事業につきましては、用地取得に向けて、測量調査等の実施が可能なところから、調査が進められる予定であります。

次に、公共下水道の整備についてであります。主要な幹線工事として、平成23年度から平成25年度までの3か年の継続事業として取り組んでおります岡本汚水幹線工事は、シールド工法による管渠の築造を順調に進めており、また、平成24年度から平成25年度までの2か年の継続事業として取り組んでおります目安汚水幹線工事につきましては、推進工法による管渠の築造に着手しております。

一方、面整備工事では、本定例会に契約締結議案として上程させていただいております稲葉西1丁目及び2丁目地内の下水道管渠の築造工事につきまして、議決を賜りました後、本年度内の完成を目指し稲葉西地区の整備拡大に繋げてまいります。

次に、学校教育施設の耐震補強工事についてであります。本定例会に契約締結議案として上程させていただいております斑鳩東小学校の本館東棟、西棟及び体育館の耐震補強工事は、屋上の防水工事も含めまして、主に夏休み期間を利用して実施することとしております。なお、体育館の工事に期間を要することから、本日の議会初日に議決を賜りたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、この工事の完了によりまして、耐震補強が必要と診断された学校教育施設の耐震化は全て完了することになります。今後も、児童や生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりのため、非構造部材の耐震化やLED照明施設の整備に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、議案第24号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例についてであります。

国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、平成24年度から実施されている国家公務員の給与減額支給措置については、地方公務員においても速やかに国に準じた必要な措置を講ずるよう、本年1月24日に閣議決定がなされ地方公共団体に要請が行われたところであります。

本町におきましては、平成17年度から特別職の職員の給料の減額を行っておりますが、

国家公務員の給与減額支給措置の趣旨及び一般職の職員の給与の減額等を考慮し、現行の減額割合に更に5%を上乗せして減額することについて、特例を定めるものであります。

次に、議案第25号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例についてであります。

先の議案第24号と同様に、国家公務員の給与減額支給措置の趣旨及び国家公務員との給与水準の均衡原則などを踏まえまして、本町におきましても、国の給与減額支給措置による相対的な給与水準の上昇部分を引き下げることから、一般職の職員の給与を減額することについて、特例を定めるものであります。

次に、議案第26号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてであります。

すこやか斑鳩・スポーツセンター附属設備器具利用者の利便性の向上を図るため、使用料の支払いにおいても回数券方式を採り入れることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第27号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

奈良県営水道の給水料金が引き下げられたことに伴い、本年10月分の水道料金から、全ての口径を対象に使用料金を1立方メートルあたり一律10円引き下げることから、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,230万円を追加し、歳入歳出それぞれ83億2,230万円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正についてであります。

第18款繰入金、第1項基金繰入金で、自治会管理の防犯灯のLED化の支援にあたり、自治会を対象に意向調査を実施いたしました結果、補助金に要する費用の見込み額が当初予算額を上回るため、防犯灯設置補助金を増額補正してまいりたいことから、その財源として財政調整基金5,230万円の取崩しをお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費では、第10目防犯対策費で、歳入で申しあげました防犯灯設置補助金5,230万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費、第2項児童福祉費では、第2目保育園費で、町立あわ保育園において、送迎時の園児及び地元住民の皆様の安全等を目的として、園児送迎用駐車場の整備等を行うため、687万9千円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款予備費では、今回の予算補正に要する財源として、687万9千円の充



当をお願いするものであります。

次に、議案第29号 平成24年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

平成24年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

その内容は、剰余金5,175万7,848円のうち、減債積立金に300万円、利益積立金に300万円、建設改良積立金に3,000万円を積み立て、残余1,575万7,848円を繰り越すものであります。

次に、議案第30号及び議案第31号につきましては、工事請負契約について予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第30号 斑鳩東小学校（本館東棟・本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結についてであります。

斑鳩東小学校の耐震補強工事につきましては、昨年度に北館東棟と北館西棟について工事を行っており、本年度におきましては、残る本館東棟、本館西棟及び体育館の3棟について工事を行うものであります。

工事内容は、本館の2棟で鉄骨ブレスの設置や壁の補強等による耐震補強と屋上防水の老朽化に伴う改修工事を行い、体育館では主に既存のコンクリート製の屋根を鋼製屋根にふきかえることによる耐震補強を行うとともに、アリーナ及び舞台の床面の改修並びにそれら附帯設備機器等の改修工事を行うものであります。

去る5月14日に指名競争入札に付した結果、契約の相手方は、宮崎建設株式会社 代表取締役 辰己誠治、契約金額は1億7,724万円であり、工期は議会の議決後から本年8月28日までの87日間であります。

次に、議案第31号 平成25年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてであります。

その概要につきましては、延長約346メートルの下水道管渠を埋設する工事で、工事場所は稲葉西1丁目及び2丁目地内であります。

去る5月14日に指名競争入札に付した結果、契約の相手方は、株式会社二隆建設 代表取締役 喜多信彦、契約金額は9,786万円であり、工期は議会の議決後から平成26年3月11日までの265日間であります。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。

平成24年度本特別会計におきまして、医療等に要した費用に対しまして歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成25年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じました。

このことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億5,600万円を追加し、歳入歳出それぞれ37億1,250万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年5月30日付けで専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、認定第1号 平成24年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてであります。

上水道は住民が健康で豊かな生活を営む上で必要不可欠な社会基盤であり、社会経済活動に欠くことのできない基盤施設として「安全」で「安心」して利用できる「良質な水」を安定的に供給できるよう努めております。また、自然災害に強い水道づくりの推進など、ライフラインの安全性の確保も強く求められており、より良い水道サービスの提供に努めることが水道事業者の責務であると考えております。

まず、平成24年度の決算状況につきましては、営業収支は6,375万9,622円の営業利益となりました。その内訳として、営業収益は前年度に比べ1,238万892円減の6億8,592万364円、給水収益は前年度に比べ1,501万6,081円減の6億6,015万9,819円となっております。

一方、営業費用では、前年度に比べ1,643万1,889円減の6億2,216万742円となりました。

また、営業外収支では、受取利息等営業外収益から支払利息等営業外費用を差し引き、2,611万7,794円の損失となり、平成24年度の純利益は3,764万1,828円となりました。

次に、資本的収支では、資本的収入が工事負担金、企業債で2億750万7,450円に対しまして、資本的支出は老朽管更新事業、公共下水道工事等に伴う配水管工事、浄水施設の整備等の建設改良費及び企業債償還金により3億7,808万6,164円となり、差し引き1億7,057万8,714円の支出超過となりました。なお、支出超過額につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

以上で決算の概要でございますが、本決算につきましては、去る5月15日に佐伯・中川両監査委員により慎重な審査をいただき、平成24年度決算に対する意見書もいただいたところであります。

引き続き、適切でかつ健全な水道事業会計の運営に努めてまいりますので、議員皆様をはじめ住民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、報告第5号 平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。

平成24年度から2か年の継続事業として取り組んでおります、ごみ積み替え施設整備事業及び道路新設改良事業（町道437号線（大和川堤防線））につきまして、平成24年度に係る歳出予算の経費のうち、年度内に支出を終えることができなかつたものにつきまして、本年度予算での歳出の経費に充てるための、その報告を行うものであります。

次に、報告第6号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。

平成24年度予算におきまして、繰越明許費の議決をいただきました老人憩の家耐震診断事業のほか10事業につきまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を本年度予算に繰り越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第7号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）であります。

平成24年度予算におきまして、繰越明許費の議決をいただきました流域下水道整備促進事業につきまして、繰越明許費に係る歳出予算の経費を本年度予算に繰り越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第8号 平成24年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。

平成24年度におきまして、公益財団法人斑鳩町文化振興財団が実施した公演・文化講座事業は24事業であり、これら事業を含めた公益目的事業の実施に要した事業費は1億1,938万7,299円となっております。

また、収益事業等に要した事業費は1,985万7,708円となっております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決又は承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、奈良県広域消防組合の設立等につきまして、組合の設立等に必要となる規約案について、来る6月6日に開催される奈良県消防広域化協議会総会において合意が得られましたならば、奈良県広域消防組合の設立に関する協議について、奈良県広域消防組合設立に伴う西和消防組合の解散に関する協議について及び西和消防組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての3議案を、また、斑鳩小学校での体育の授業中に発生した事故に係る民事調停事件につきまして、慰謝料等の合意が得られましたならば、平成25年（ノ）第6号慰謝料等請求調停事件の和解について及び平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についての2議案につきましても、6月7日に追加で上程させていただきたいと考えております。

ので、議員皆様にはあらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま、町長から総括提案説明を受けましたので、日程12. 議案第30号、日程14. 承認第5号及び日程16. 報告第5号から日程19. 報告第8号までの以上6議案を除く町長提案の8議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君）　　異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程6. 議案第24号 特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君）　先ほど、総務委員会委員長報告をお聞きしている中で、少しわかりにくかったところについて、お尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

特別職の職員の給与につきまして、この条例改正をすることによって230万円程度の減額ということで出ておりましたけれども、どうも、先ほどの説明によると、閣議決定の要請というのは一般職だけなのか、そして特別職については地方自治体の任意に任せるというようなことで、先ほど報告があったかなとは思っているんですけども、ただ、先ほどの報告を聞く中では、あくまでも国の要請、閣議決定を受けて国からの要請ということでこういうことをやるんだということなんです、交付税が関係してくると、もう、国が要請を出した途端、交付税を減らしてくるといような、そういうふうな報告だったかとは思いますが、特別職の職員につきましては地方交付税との関係でいうとどういうふうになっておりますでしょうか。確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君）　　乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君）　今回の給与減額の措置でございますけれども、当然、一般職の給与を適用されるもの、それから特別職の給与が適用されるものについても、減額の要請が当然きております。そういったことから、当町といたしましても特別職の職員につきましても減額措置をしていくということでございます。

お尋ねのこの地方交付税の関係でございますけれども、これにつきましては、当然、一般職あるいは特別職には関係なく、全体として当然この交付税措置、交付税の関係について一

定の、簡単な、法律の、先ほどの委員長の報告にもございましたように、この、国が示しております基準財政需要額で約5,400万円程度の減額がされるということでございますけれども、当然、これは一般職、特別職関係なく総額で確保されるということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） システム的にはわかりましたが、特別職の分につきましても、これまでにもいろいろ努力をしてきていただいていたということについては、町長、副町長、教育長におかれて、みずからそういう努力をしてきていただいていることについては敬意を表しておりますが、今回、さらにこういう形になっている。しかも、国から閣議決定された要請、そやけど、もう要請というよりもこんな強制でしょう。私、そういうところがとても危険だなと、市町村にとって、自治体にとって危険な問題だなというふうに思っております。

強制的に交付税を減らすでというふうに脅かされて、減らさざるを得ないというような、こういうやり方を国がしてくることについて、私はやっぱりただ単に受け入れているだけではだめなんじゃないかな。その中で、特に東日本大震災という言葉を出してこういうことをやってはりますけども、もう、皆さんもご承知かと思います。復興のための予算をお隣、大阪府堺市ではごみ処理施設に使っておられた。堺市は何度も「こういう復興予算でこんなことを使っているんですか」と聞き返しても、聞き返しても、国はその予算で使ってくれて言って86億円もおろしてると。堺市もそれで難儀していると。市民に説明がつかないというような。だから、復興予算がどんなふうに使われているのか、今まで私たちが努力してきたことが、どう国がやっぱりやっているのか、こういうことがわからない状態のまま、この東日本大震災に対する対処をしていくための必要性と言われてもね、なかなか納得ができないものがあるなというのが、私たちはこの間の流れを見ている中で素朴に疑問に感じております。

それについては、今後、やっぱり町村会からも議長会からでも、こういう問題についてはどんどん積極的に、ほんとに復興予算がほんとに身を削られたこのお金が復興のために使われるのかどうか、ここをきちっと追及していってもらわんとあかんというふうに私は感じておりますので、交付税の内容を聞くとともに一言申し上げました。

よろしく申し上げます。

○議長（中西和夫君） 他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第24号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています議案第24号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程7. 議案第25号 斑鳩町の一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 先ほどの委員長報告で少し、若干わかりにくかったので。組合との事前の話し合いをされた、これ、もう少し詳しく教えていただきたいんですが。組合とどういう形で、誰が、いつ、どういう形で組合とこの件について話し合いをされたのか。そして、組合の回答がどうであったのかということにつきまして、やはり、本来そういう労使間で、また、労使といいますが公務員が、と言われればそれまでなのかもわかりませんが、だからこそ、こういうふうには議会にもかけられて、私たちも慎重にこれを検討しなければならないんですが、先ほど言ったように職員の賃金を国が一方的に減らしてきて、要請ではなくて強制的にこういうふうには減額せよというような、こんなやり方をやっぱり許していいのかどうかということについて、私はほんとに公的にも問題があるのではないかというふうには思ってるんです。ですからこそ、町の当局と組合との関係の中でのやりとりにつきまして、もう少しきちっと聞かせていただいておりますというふうには思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 今回の給与の減額措置に対します組合と交渉の内容でございますけれども、まず、日にちは5月16日の木曜日でございます。そして、組合のほうは、執行委員長とそれから書記長の2名でございます、出席をしております。それから、町のほうは、総務課長とそれから課長補佐、担当係長を兼務しておりますが、課長補佐2名ということでございます。

そして、内容につきましては、今回のこの国の給与における支給措置のまず概要と、それから国からのこういった要請があったということ、それからこの近隣の市町村のその時点での対応の状況、それから本町の考え方とそれから取り組み内容について説明をいたしております。

ラスパイレス指数を100、平成24年度で106.4でございますが、これを100に近づける、約100に近づけるという給与の減額措置を行う。ただ、国のほうは、それに加えて管理職手当でありますとか、調整手当、地域手当でありますとか、あるいは期末勤勉手当の減額をしていくという内容でございますが、当町といたしましてはその分については実施をしないと、給与の減額措置のみであるということで、組合にも説明をいたしております。

組合のそのときの返答といたしましては、組合としては当然、理解はできないことはないけれども、当然、実施していただかないということが理想であるということで、組合としては全部賛成ということではございませんでしたけれども、その期末勤勉手当を減額すると、地域手当をしないと、管理職手当もしないということについては理解をしていただいたという理解をこちらのほうもそのときにはしております。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ですから、部分的には組合のほうも、多分、私と同じような思いで、割り切れない思いがあるのかなというふうに感じます。ですからこそ、より、先ほども申しあげましたように、ほんとに東日本大震災の復興などにきちっと対処していってもらえるような、この大事な大事なみんなが身を削ってくるお金ですね、やっぱり大切に使うてもらえるように、私たちもみんながやっぱり監視をきちっとしていかなければならないということをおもいます。

それとともに、あくまでもやはり国に私は、国から職員の給料を勝手に決められてその分交付税減らされるというような、こういうやり方については、なかなか承知はしにくいなというふうに思ってるということをお、率直な意見として申し上げて終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第25号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第25号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程8. 議案第26号 斑鳩町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第26号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第26号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9. 議案第27号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第27号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第27号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10. 議案第28号 平成25年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） LED化に伴っての補正予算、これはもう全くやっていっていただく、時代の流れの中でやっていっていただくというのはとてもいいことである。今後の電気代なんかにも影響が出てきますのでね。

ただ、私、さっき聞いてて、今も聞いて町単事業であると、財調を取り崩すという説明だったものですから、ちょっと私自身が思い違いをしているのかどうか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

これ、LED化について、当初、補助金を設置した金額がございましたね。旧の設置された金額が幾らやったか、そのときにどれだけの自治会さん、灯数がその旧の金額で設置されたか。そしてまた、その補助額が今度変わりましたですね。新たに4万8,000円か何かですね、なんかそういう補助額が変わったと思うんですね。補助額が変わって、ほぼ自治会が負担をする金額というのがなくなった。それで余計に推進化が進んでいるというふうな認識をしている中で、私、国がこのLED化についてはある程度関与してると、市町村に対してLED化についても、国のほうからもこういう推進という形で言われてきているんじゃないかなど。その中で国からの補助金というのが、助成金というのか、こういうものは何らかの形で、国のほうが推進してて、市町村へも言うてきてますから、あってしかるべきやと思っているんですが、町単事業ですよ、財調取り崩しですよということしか今わからなかったもので、この辺について、もう一遍ちょっと確認をさせていただきたいなど。

この5,230万円、結構な金額ですが、この金額でLED化が全体の、斑鳩町全体の自治会数や灯数というものにどの程度これでLED化が進むというような状況になるのか、この辺がちょっと私自身がかかめてないので、お聞きしておきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 今回、補正予算で上げさせていただいております5,230万円ということでございますけれども、当初は1,840万円ということで、当初予算は計上をいたさせていただいております。

4月に自治会のほうに意向調査をする中でまとまりましたのが、約、今、2,300灯、自治会管理の防犯灯がございましてけれども、そのうち2,274灯が今回この5,230万円という補正予算を上げさせていただいた、まあ、当初1,840万円ですので、7,070万円ということになりますけれども、このLEDに替えていただく灯数が2,274灯と



ということで、今回の補正予算に上げさせていただいたということでございます。約96%と、パーセントで言いますと96%ということになります。

残りにつきましては、本年度、25年度には取り替える、今のところ希望がないというご返答でしたので、4自治会さんについては、今回は、25年度については予算は計上をいたしておりません。

以前、要綱を改正する前は、一応3万5,000円、1灯当たり3万5,000円ということでしたが、今回改正をする中で1灯につき4万8,000円ということで要綱改正をさせていただきました。

この中で、当然、LEDのワット数によって値段が違うわけですがけれども、大体、今4万8,000円で、8ワットあるいは16ワットのLEDにつきましては4万8,000円で十分取り替えができるということでございますので、全額町の補助金のほうで対応していただけるということでございます。

すみません、失礼しました。訂正させていただきます。

先ほど、96%と申し上げましたが、99%の誤りでございます。失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今の説明を聞いて、もうちょっと突っ込ませてくださいね。

以前、3万5,000円の補助金であった。そのときに何ぼかLED、ちょっと早目に変えはったところもあったとは思いますが、今回、4万8,000円ということで、ほぼ、大体、自治会の持ち出しがないということで、一気にLED化が進んで申し込まれているということなんです。これ、3万5,000円の時も、4万8,000円になったときも、これ、一切、国からの助成金というのは全くない状態なんですか。その辺が、国も推進するのに何も無いのかという疑問が私の中にありまして、ちょっとそれを聞かせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） この要綱を改正させていただく前からも、今回のこの25年度につきましても、国のほうからは補助金等はないということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） はい、わかりました。さっきみたいに要請とか言うておきながら無理やり交付税を減らしてみたり、これ推進しいやと言うていつもお金も出してけえへんというような、私たち地方自治体は国に振り回されながら、非常に大変な思いをしながら行

政の運営していかなあかんねんなどということをつくづく感じました。

そして、今、残っているところ4自治会というのがありましたけれども、これらの残っているところについても今後、推進についてお声掛けをしながら、この4万8,000円の要綱をそのまま継続しながら一応全部、100%を目指すという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） はい、そういうことで100%交換していただけるようにということで、これからも自治会のほうには働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第28号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第28号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11．議案第29号 平成24年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第29号に関する総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第29号については、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名をもって構成する水道決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、委員7名をもって構成する水道決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員には、委員会条例第7条の規定により、議長において指名をいたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

総務常任委員会から、小林議員、嶋田議員、厚生常任委員会から、宮崎議員、飯高議員、建設水道常任委員会から、辻議員、木澤議員、広報発行常任委員会から紀議員の各議員を指

名いたします。

以上、7名の議員には、よろしく願いをいたします。

続いて、日程12. 議案第30号 斑鳩東小学校（本館東棟・本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

清水教育長。

○教育長（清水建也君） それでは、議案第30号 斑鳩東小学校（本館東棟・本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結につきまして、説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

議案第30号

斑鳩東小学校（本館東棟・本館西棟・体育館）校舎

耐震補強工事請負契約の締結について

標記について、別紙のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

平成25年6月3日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2ページ目も朗読させていただきます。

斑鳩東小学校（本館東棟・本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結について

斑鳩東小学校（本館東棟・本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

#### 記

- |   |        |                         |
|---|--------|-------------------------|
| 1 | 契約の方法  | 指名競争入札                  |
| 2 | 契約の相手方 | 所在地 奈良県生駒郡斑鳩町興留2丁目3番21号 |
|   |        | 会社名 宮崎建設株式会社            |
|   |        | 代表者 代表取締役 辰己 誠治         |

- |        |                           |
|--------|---------------------------|
| 3 契約金額 | 金 1億7,724万円               |
| 4 工事場所 | 斑鳩町法隆寺南2丁目11番5号<br>斑鳩東小学校 |
| 5 工期   | 議会議決後 87日間                |

であります。

去る5月14日に当該工事にかかる指名競争入札を郵便入札により執行いたしました結果、宮崎建設株式会社代表取締役辰己誠治が1億7,724万円で落札をいたしました。

このことに伴いまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えますことから、工事請負契約の締結の議決をお願いするものであります。

本工事につきましては、87日間の工期が必要であります。夏休み期間中に工事を完了させたいことから、本日、議会の初日に議決をお願いするものでございます。

今回、工事を行う建物のうち、体育館の屋根については、現在、プレキャスト製のコンクリート板を乗せている構造となっております。このため、屋根自体に相当の重量がございまして、大きな揺れにより壁面が倒壊する可能性があります。

そこで、今回の工事において既存の屋根を撤去し、金属製の屋根にふきかえて軽量化を図ることとしております。

また、この際、老朽化している体育館のアリーナ床面及び舞台の床面改修や天井の照明等の設備機器の改修もあわせて施工する予定でございます。この体育館の屋根のふきかえ工事につきましては、新設する屋根の部材の加工製作で55日間、現場での組み立てで18日間、アリーナ床面の改修等で14日間の、合計87日の工期が必要となりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、本館東棟・西棟の工事につきましては、鉄鋼ブレスの設置を所要の箇所に10か所、壁及び柱の補強を9か所施工することとしております。また、あわせて、本館西棟の屋上のアスファルト防水が老朽化していることから、シート防水へ改修を行うものであります。

この本館東棟・西棟の工事につきましては、夏休み期間であります7月20日から8月28日の間で施工をまいります。

なお、工期の都合上、体育館の現場における施工が7月1日からとなりますが、児童の安全管理につきましては、板囲いでありまして、ガードマンを要所、要所に配置することによりまして、万全を期してまいります。また、終業式までの体育の授業につきましても、影響が最小限となりますよう、学校と十分に協議を行ったところでございます。

また、学校体育施設の開放で、今年度はスポーツクラブの8団体が斑鳩東小学校の体育館を利用されておりますが、工事期間中の7月、8月は、斑鳩西小学校の体育館でありますとか、中央体育館をご利用いただくことでご理解を得ていることを申し添えます。

以上、議案第30号 斑鳩東小学校（本館東棟・本館西棟・体育館）校舎耐震補強工事請負契約の締結についての説明とさせていただきますが、何とぞ、温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） すみません、私は総務委員ですけれども、事前のときにもいろいろ説明を受けておりますけれども、ちょっと疑問があるというんですか、今後のことも考えまして質問させていただきます。

先ほどの総務委員長の委員長報告の中にも、審議の仕方として設計図書、現場管理をどないするんやとか、子どもたちのためにどういう安全でやっているのかということで、参考に追加資料として出していただきました設計図書、その西北側のほうの、ちょっと現場と合っていないということがありましたので、委員から指摘がありましてね、休憩後、図面が間違ってたというようなことで委員会では報告がありました。

そのままで済んでおるんですが、私はその後、これが付託されてやったら、どういう原因やと、また今後のそういう図書、設計図書ですから、やはりそれは設計業者へ発注しておりますし、その図書を担当のところでチェックもしてないのかなという、そういう疑問があるんですがね。

今後、そういうことがないように、どのように考えておられるのか、教育長のほうにお聞きしたいなど、このように思ってます。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） ただいま、小野議員のご指摘のとおり、総務常任委員会に誤った図面といたしますか、以前の地形の図面をそのままお見せしてしまったということでもあります。

今、ご指摘のように、担当がなぜ気がつかないのかといったことでございます。おっしゃるとおりでございます。

今後、言い訳になると思えますけれども、今回のこの安全施策の図面につきまして、その内容自体については特に影響はないというものの、担当もそこらに気を取られてしまって、肝心の全体の図面に目が行き届いていないということもございます、今後につきましては、一枚一枚、これも成果品の1つでございますので、一枚一枚確認することにして、精度を高

めて、チェック機能を一人じゃなくて、複数の目で再度もう一回確認をすると、間違っていると思って確認するといったことで徹底をしてみたいと思います。

どうも申し訳ありませんでした。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） これは設計図書、設計を依頼されてからずっと見ておられたということで、見落としをされたということは、やっぱり公文書の1つですから、やはりチェックすることが必要だと思います。教育長が率直に今後気をつけていきますということで、議会に対しても、また、住民に対してもおわびを入れていただいていますので。

教育長もこういう現場だけではなく、事業部というんですか、今は違うな、ほかの工事発注についても、その設計する段階での図面というものはどのようにしているのか、また、それで業者に現場説明をしていますのでね、ちょっと今の教育長も素直に謝っていただいたから突っ込まれないんやけどね、考えられないんですよ。当初の図面でも、当初の図面というのはそれこそ設計する段階の図面だと。そしたら、その今の三角地というんですか、その部分だけが残ってあって、それから南については現在の道路の形と。だから、当初の図面としても私はちょっとどこか漏れ残してるのかなと、そのように思いますけどね。

全体として、やはりそういう設計の段階の図面というものについて、やはりその図面をいろいろ節約していこうということで、以前の図面のデータがあればそのまま使っていきたいと、使っていってもらって設計料を安くしていこうという、そういう思いも私はわかるんですが、やはりこれがもっと設計上の大きなミスであった場合に、今回の場合もやはりそのことに気づかれた委員さんというのは、やはり子どもらがどうして入ってくるんやろう、どうして校舎に行くんやろうと、そういう観点の元で図面を見ておられたんやと思います。そして、あ、これは違う、何でこの通用門がこちらにあるのに現在の町道が表示されていないんやと、そういうことで気がつかれたということですのでね、やはり学校を工事するということについては、児童の安全を第一に考えていただきたいと、そういう思いについて、今後ともよろしく願いしておきます。

○議長（中西和夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第30号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、日程13. 議案第31号 平成25年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、議案第31号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています議案第31号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程14. 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） それでは、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）につきまして、説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて

（平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成25年6月3日提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第5号

### 専決処分書

平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について  
標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年5月30日

斑鳩町長 小城 利重

このたびの補正の内容でございますが、平成24年度のこの特別会計におきまして、医療等に要しました費用に対し、歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2に基づきまして、平成25年度の歳入を繰り上げ、これに充てるものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づきまして、その内容を説明をいたします。

補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、歳入でございます。

第10款諸収入、第2項雑入、第7目歳入欠かん補填収入でございます。歳入欠かんの補填といたしまして4億5,600万円の増額の補正をいたしましたものでございます。

続きまして、6ページの歳出についてでございます。

第12款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金、第1目前年度繰上充用金でございます。歳入と同額の4億5,600万円の増額の補正をいたしましたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思っております。

総則を朗読いたします。

### 平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ456,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3,712,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年5月30日 専決



以上で、町長専決処分について承認を求めることについて（平成25年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）の説明といたします。

皆様方には、よろしくご審議をいただきまして、何とぞ、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わります。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程15．認定第1号 平成24年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、認定第1号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっています認定第1号は、水道決算審査特別委員会に付託いたします。

続いて、日程16．報告第5号 平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） それでは、報告第5号 平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、議案書の朗読をいたします。

報告第5号

## 平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について

### (一般会計)

標記について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成25年6月3日提出

斑鳩町長 小城 利重

本報告につきましては、平成24年度予算において継続費の議決をいただいております歳出予算のうち、年度内での執行ができなかった経費を、平成25年度予算に繰り越しさせていただきましたことから、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、その報告を行うものでございます。

それでは、次のページの平成24年度継続費繰越計算書により、ご報告をさせていただきます。

まず初めに、第4款衛生費、第2項清掃費のごみ積み替え施設整備事業でございます。本通次繰越は、工事発注仕様書に基づく実施設計の協議及び開発事前協議の手続き関係について、当初の計画より時間を要したことから、平成24年度継続費予算現額のうち、6,365万7,000円を平成25年度に通次繰越をさせていただくものでございます。

継続費の総額は3億161万4,000円となっております。そのうち、平成24年度継続費予算現額は7,541万7,000円で、支出済額及び支出見込み額は1,176万円であります。その残額は6,365万7,000円となり、翌年度通次繰越額は同額の6,365万7,000円であります。この繰越額の財源の内訳は、繰越金として一般財源で1,595万7,000円、特定財源として地方債で4,770万円でございます。

なお、通次繰越額の歳出予算の内訳は全て工事請負費となっております。

次に、第7目土木費、第2項道路橋りょう費の道路新設改良事業（町道437号線（大和川堤防線））でございます。

本通次繰越は、地元調整など関係機関との協議に時間を要したことから、平成24年度継続費予算現額のうち、1,860万円を平成25年度に通次繰越しさせていただくものでございます。

継続費の総額は5,000万円となっております。そのうち、平成24年度継続費予算現額は3,000万円で、支出済額及び支出見込み額は1,140万円でございます。その残額は1,860万円となり、翌年度通次繰越額は同額の1,860万円でございます。この繰越額の財源内訳は、繰越金として一般財源で190万円、特定財源として地方債で1,670万円となっております。

なお、逡次繰越額の歳出予算の内訳は全て工事請負費となっております。

以上で報告第5号 平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）につきましてのご報告とさせていただきます。

よろしくご理解を賜りまして、ご了承いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第5号 平成24年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）を終わります。

続いて、日程17. 報告第6号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） それでは、報告第6号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、議案書の朗読をいたします。

報告第6号

平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

（一般会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成25年6月3日提出

斑鳩町長 小城 利重

本報告につきましては、平成24年度予算において繰越明許費の議決をいただいております歳出予算のうち、平成24年度内で執行ができなかった経費を平成25年度予算に繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その報告を行うもので

ございます。

それでは、次のページの平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書によりまして説明をさせていただきます。

まず初めに、第3款民生費、第1項社会福祉費の老人憩の家耐震診断事業につきましては、議決金額は170万円で、翌年度繰越額は同額の170万円となっております。本繰り越しは、国の第1号補正を活用して実施する老人憩の家の耐震診断について繰り越したもので、繰越額の財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金で18万3,000円、一般財源で151万7,000円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は全て委託料となっております。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費のあゆみの家耐震診断事業につきましては、議決金額は230万円で、翌年度繰越額は同額の230万円となっております。本繰り越しは老人憩の家耐震診断事業と同様にあゆみの家の耐震診断について繰り越しをしたもので、繰越額の財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金で25万7,000円、一般財源で204万3,000円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は全て委託料となっております。

次に、第4款衛生費、第2項清掃費の鳩水園耐震診断事業につきましては、議決金額は530万円で、翌年度繰越額は同額の530万円となっております。本繰り越しは老人憩の家耐震診断事業等と同様に鳩水園の耐震診断について繰り越したもので、繰越額の財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金で103万9,000円、一般財源で426万1,000円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は全て委託料となっております。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費の耐震対策農業水利施設整備事業につきましては、議決金額は192万円で、翌年度繰越額は同額の192万円となっております。本繰り越しは緊急減災対策を目的とした溜池の耐震性等の一斉点検について繰り越しをしたもので、繰越額の財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金で191万9,000円、一般財源で1,000円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は全て委託料となっております。

次に、第6款商工費、第1項商工費の観光会館耐震診断事業につきましては、議決金額は200万円で、翌年度繰越額は同額の200万円となっております。本繰り越しは老人憩の家耐震診断事業等と同様に観光会館の耐震診断について繰り越しをしたもので、繰越額の財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金で16万円、一般財源で184万円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は全て委託料となっております。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費の道路環境整備事業につきましては、議決金額は1,280万円で、翌年度繰越額は同額の1,280万円となっております。本繰り越しは国の第1号補正を活用して実施する町道の路面性状調査、道路防災総点検及び舗装補修について繰り越ししたもので、繰越額の財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金で704万円、一般財源で576万円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、委託料が600万円、工事請負費が680万円となっております。

次に、第7款土木費、第2項道路橋りょう費の道路新設改良事業につきましては、議決金額は5,350万円で、翌年度繰越額は3,790万円となっております。本繰り越しは町道157号線の白石畑区域において張り出し車道工事と国の第1号補正を活用して実施する町道215号線の歩道設置及び中宮寺交差点ポケットパーク整備について繰り越ししたもので、繰越額の財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金で708万円、地方債で2,740万円、一般財源で342万円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は全て工事請負費となっております。

次に、第7款土木費、第4項都市計画費のJR法隆寺駅周辺整備事業につきましては、議決金額は941万4,000円で、翌年度繰越額は同額の941万4,000円となっております。本繰り越しはJR法隆寺駅周辺道路5号線の整備における事業用地取得について繰り越ししたもので、繰越額の財源内訳は未収入特定財源の国庫支出金で517万7,000円、地方債で290万円、一般財源で133万7,000円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、公有財産購入費610万2,000円、補償補填及び賠償金331万2,000円となっております。

次に、第8款消防費、第1項消防費の地域防災計画策定事業につきましては、議決金額は51万6,000円で、翌年度繰越額は51万6,000円となっております。この繰り越しは、地域防災計画の見直しについて、国の防災基本計画や現在見直しが進められております奈良県の地域防災計画との整合性等を図る必要があることから繰り越ししたもので、繰越額の財源内訳は全て一般財源となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、報酬で4万円、委託料で47万6,000円となっております。

次に、第9款教育費、第2項小学校費の小学校耐震補強等事業につきましては、議決金額は2億2,959万9,000円で、翌年度繰越額は同額の2億2,959万9,000円となっております。本繰り越しは、国の復興予算費活用事業を活用して実施する斑鳩東小学校本館東棟、本館西棟及び体育館の耐震補強等工事について繰り越ししたもので、繰越額の

財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で9,428万円、地方債で1億3,490万円、一般財源で41万9,000円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は、需用費で12万円、委託料が47万9,000円、工事請負費が2億2,900万円となっております。

最後に、第9款教育費、第6項保健体育費の町民プール耐震診断事業につきましては、議決金額は130万円で、翌年度繰越額は同額の130万円となっております。本繰り越しは、老人憩の家耐震診断事業等と同様に町民プール管理棟の耐震診断について繰り越したもので、繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で21万4,000円、一般財源で108万6,000円となっております。

なお、繰越額の歳出予算の内訳は全て委託料となっております。

以上で、報告第6号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）につきましてのご報告とさせていただきます。

よろしくご理解を賜りましてご了承いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 13時10分まで休憩します。

（午後 0時 7分 休憩）

（午後 1時10分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第6号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を終わります。

続いて、日程18. 報告第7号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、報告第7号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）の説明をさせていただきます。

まず、議案書の朗読をさせていただきます。

報告第7号

平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について

（公共下水道事業特別会計）

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成25年6月3日提出

斑鳩町長 小城 利重

本報告につきましては、平成24年度事業として県が行います流域下水道事業におきまして、流域下水道センター内の設備機器の更新工事を、平成24年度の国の補正予算事業を受け、平成25年度への繰越事業として実施されましたことから、3月議会定例会におきまして流域下水道市町村建設負担金113万5,000円につきまして繰越明許のお願いをし、翌年度に予算を繰り越したもので、その繰越明許費繰越計算書のご報告をさせていただくものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

繰越計算書の朗読をもちまして、ご説明とさせていただきます。

平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）

第2款流域下水道費、第1項流域下水道費、事業名流域下水道整備促進事業、金額113万5,000円、翌年度繰越額113万5,000円。財源内訳といたしまして、未収入特定財源で13万5,000円、未収入特定財源地方債で100万円でございます。

以上、報告第7号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）についてのご報告とさせていただきます。

何とぞ、原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第7号 平成24年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（公共下水道事業特別会計）を終わります。

続いて、日程19. 報告第8号 平成24年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第8号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） それでは、報告第8号 平成24年度斑鳩町文化振興財団事業報告につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

報告第8号

平成24年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成25年6月3日提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、平成24年度の斑鳩町文化振興財団の事業内容につきまして報告をさせていただきます。

平成24年度事業報告書の1ページをお開きをいただきたいと思います。1ページでございます。

まず、財団の概況でございます。

1つ目の設立年月日でございますが、平成8年12月18日に設立をしております、平成24年4月1日には公益財団法人に移行をいたしております。

2つ目の財団の目的でございます。地域住民の文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的といたしております。

次に、3つ目の財団の事業でございます。大きく分けて（1）の公益目的事業と（2）の収益事業等の2事業を実施をいたしております。



(1) 公益目的事業として、まず公1. 公演・文化講座事業として24の事業を実施をいたしました。これらの事業の収益でございますが、事業収益として1,680万5,921円でございます。これに対します事業費は2,457万8,969円となっております。

次に、公2. ホール管理・貸与事業でございます。事業収益は1億118万7,537円で、これに対します使用料収入でございますが、1,637万1,768円でございます。失礼しました。収益の内訳でございます。収益の内訳は、指定管理料の収益で8,481万5,769円、それから使用料の収益は1,637万1,768円でございます。これに対します事業費は9,480万8,830円となっております。

次に、共通の事業でございます。事業収益が27万5,908円でございます。これにつきましては、コピー料金等の雑収入の収益となっております。事業費はゼロでございます。

(1)の公益目的事業の合計でございます。事業収益は1億1,826万9,366円でございます。これに対する事業費は1億1,938万7,299円となっております。

次に、(2)でございます。

収益事業等といたしまして、まず、収1. ホール管理・貸与事業でございます。事業収益は708万9,246円で、これに対する事業費は644万4,760円となっております。

次に、収2. 図書館管理事業でございます。事業収益は1,341万2,948円で、これに対する事業費は同額の1,341万2,948円となっております。ホール全体の管理に必要な委託料、光熱水費等を面積比で按分をいたしております。22%分を図書館分として受け入れをしております。

(2)の収益事業の合計が事業収益については2,050万2,194円で、これに対する事業費は1,985万7,708円となっております。

なお、出資率の推移を見てもみますと、平成21年度は94.6%、それから平成22年度が95.1%、平成23年度では99.1%でございます。平成24年度につきましては99.7%となっております。

また、これらの事業の実施状況でございますが、この事業報告書の3ページから7ページにかけてそれぞれの事業別に掲載をいたしております。平成24年度の事業実施状況でございます。各事業別に事業名、事業内容、それから収入額、支出額、収支差額等を記載をいたしております。

また、次の8ページから11ページにかけては、大ホールや小ホール、研修室などの各施設の利用状況あるいは事業区分別の内訳、施設使用料等をまとめた平成24年度施設使

用状況等の資料でございますので、後ほどご確認をいただきたいと思ひます。

これらの各事業の収入の事業内訳につきましては、少し飛びますが決算報告書の16ページとそれから17ページの正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表として整理をいたしておりますので、後ほどご確認をいただけたらと存じます。

2ページにお戻りをいただきたいと思ひます。

2ページの(5)でございます。

理事会及び評議員会に関する事項でございます。記載のとおり、理事会を3回、評議員会を2回、開催をいたしまして、議決をいただきました事項を記載をしております。

次に、(6)の組織につきましては記載のとおりでございますが、理事が9名、監事が2名、評議員12名を選任をいたしております。事務局職員は7名、うち1名は今現在、育児休業を取得しております。この組織体制で事業運営を行っているところでございます。

少しページは飛びますけれども、決算報告書の14ページをお開きをいただきたいと思ひます。

14ページの平成24年度決算報告書の貸借対照表でございます。

前年度と比較をいたしまして財産の増減を記載をいたしております。Iの資産の部、1の流動資産、それからIIの負債の部、1の流動負債とともに、前年度より79万2,861円減の2,872万5,211円となっております。2の固定資産では、(1)の基本財産で前年度の額1億円、その他固定資産は60万8,694円で、固定資産合計は1億60万8,694円となっております。流動資産を加えた資産合計は1億2,933万3,905円で、一番下でございますけれども、負債及び正味財産合計と同額となっております。

なお、次の15ページでございますが、貸借対照表の内訳表として公益目的事業会計、それから収益事業等会計、法人会計ということで、貸借対照表に事業別に区分した内訳を記載をしたものをつけております。

次に、18ページでございます。

財務諸表に対する注記でございます。

財団の会計方針としまして、固定資産の減価償却の方法、あるいは消費税等の会計処理、会計方針の変更、基本財産の増減額及び財産の内訳等を示させていただいております。

次の19ページの6の固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高で、その状況を記載をいたしております。

次に、22ページでございますが、財産の目録でございます。

財産目録では、平成25年3月31日現在の財産の保有状況を示させていただいており、

年度末の正味財産は1億60万8,694円となっております、先ほど、14ページにありました貸借対照表の下から2行目の正味財産合計と一致をいたしております。

次に、収支計算書でございますが、24ページから25ページでは、収支計算書として予算額と決算額の比較を行った表となっております。

そして、飛びますけれども29ページからは正味財産増減計算書事業区分別内訳表の説明書となっております。

また、最後の42ページには、去る5月8日に実施をされました監査結果報告書を添付いたしております。なお、本事業報告につきましては、去る5月13日に開催をされました文化振興財団の理事会におきまして承認をされております。

また、去る5月27日に開催をされました評議委員会におきましても報告をいたしておるところでございます。

以上で、報告第8号 平成24年度斑鳩町文化振興財団事業報告につきましての報告とさせていただきます。

何とぞよろしくご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 昨年、公益財団へ移行されまして、1年間で以前の法人とどのような変更があったのか、変化があったのかということ、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 公益財団法人に移行をいたしまして、当然、会計の関係でございますけれども、これは、先ほど説明の中で申し上げましたように3つの会計に分かれるということになりました。公益目的事業会計とそれから収益事業会計、それから法人会計ということで、3会計になったということで、この辺のところについては事務的にもやはり煩雑にはなったということでございますけれども、これは公益財団法人の認定法に基づきます財団であるということを確認されたことによって、当然、社会的信用度あるいは高評価をいただいているところでございます。また、財団のこの事業の関係につきましても、公益性が認められたということで住民の皆さんにも協力を求めやすくなったということでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） そしたら、事務的なことが煩雑になったと言いましたが、明らかになったというほうが正しいのかなあとと思いますがね。何のために公益法人とるんかって。

それで、この財団の目的は、1ページにも書かれているとおり、地域住民の文化活動の振

興を図り、個性豊かな地域文化の創造に寄与することを目的。この目的は以前の、公益法人に移行する前から同じだったと私は思うんですが、このことに関して公益法人になぜ移行しなければいけないのか、あまり変わらない、会計法上の問題だけのことでしたらね、やはり私はあまり意味がないんじゃないかと。だから、公益法人に移行していく理由の中に、やはりこの目的をもっと早く達成するとかいろんなことが考えられるということで公益法人をできると、そういう効果がやっぱり出てきてしかるべきではないのかなと私は思っています。

それと、この報告、いつも出していただいておりますが、できましたら組織として6番に掲げておられますけれども、先ほど部長のあれが、9名の理事ということで、できましたら、これはできるのかできないのかわからないんですが、やはり評議員さんのとか理事の名簿ですね、名前は公表してもいいんじゃないかと思えます。といいますのは、私らもこの財団のことで聞かれても、まあ理事長はわかってるんですよ。だけど、ほかの人らも、私らがわからないので、できたらそれを添付してほしいなあと、そのように思ってますが、そのことについてはどうなのでしょうかね。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） 一応、名簿につきましては資料として提出させていただくことには差し支えないと思えますので。また、これは一応事業報告ということでございますので、これにつけていくという方向でまた検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 後でその名簿をつけることは考えておられますか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾 善亮君） これにつきましては、もう既に評議員会等で承認をいただいておりますので、まず、後ほど資料として提出はさせていただくということも可能でございますし、また、来年度以降、これにつけていくということも検討をさせていただきたいというふうに思えます。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この報告につきましては、特段、私も異議を申し立てるつもりはございませんが、ただ、なかなか文化振興財団のことを言う機会がないということで、ちょっとここで尋ねさせていただきたいんですが。

以前に幼児向けの行事があまり斑鳩町は行われていないということで私申し上げましたところ、本年6月23日に「お姉さんと遊ぼう」と「裸の王様」という行事を6月23日にやっただけなんですけど、早速取り入れていただいたということで、私自身、チケット

を購入に行かせていただきました。

そうしますと、例えば子どもが3人おって、親子のペアチケットとかいろんなチケットの売り方があるんですね。一番小さい子はゼロ歳でお母さんの膝の上で、次に2歳の子と4歳の子と3人連れて行きますと。そして、チケットを買うときどうなりますかと言うたら、その3人の子ども、ゼロ歳の子どもまで全部お金が要りますと言われてたんです、窓口で。いや、ゼロ歳の子は席をとりませんよと。2歳はゼロ歳がおるから席を取る。だから、子ども2枚と大人1枚が欲しいと、ゼロ歳は席を取らないんですけどねと言っても、ゼロ歳までお金が要るとおっしゃられて、それ、おかしいんじゃないですかと。私らディズニーオンアイスも行きます。あんな興業でも、3歳未満で膝の上で見ていただく場合は入場料は要りませんってなってるのに何でそんななんなんですかといくら聞いても、事務局では、ゼロ歳もお金が必要と言わはったから、私、その場ではチケットを買わなかったんです。買わずにまたちょっと局長と話をさせていただいて、それおかしいやんかという話をさせていただいた中で疑問に思ったのが、そういう事業開催にあたって、そういう入場料を徴収する仕方、また、子どもさんなんかを入れる、じゃあどういう年齢層にどういう料金設定をするのかとか、こういうのっていつ、どこで、誰が決めてはるのか。ちょっと私、もう、すごく疑問に思っただけ。文化振興財団ってそんないろいろなところのをわかった上で料金設定するはずなのに、そういうことすらわからない文化振興財団なのかと思って、ちょっと私びっくりしたんですね。もう現実、つい先日の話なんです。

ですから、ちょっとその辺のルールをどこでつくってはるのか、その徴収する金額設定とか、そんなのどういう、さっき組織図もありましたけど、どういうふうを決めておられるのか、ちょっとこの際ですのできっちり聞いておきたいなというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） まず、料金設定、事業に係ります料金設定について、いかるがホールのほうから事前の相談がございまして、それに基づいてやっております。

ただいまお尋ねの子どもさんの場合ですけども、当然、膝の上に乗るといって席を取らないお子さんについては、当然お金をいただかないというのは皆そう思ってやっておりました。今、聞いた、そういう、答えられたということで、ちょっと今びっくりしてるわけですけども、僕も以前確認したら、子どもを乗せる、膝の上に乗せるお子さんは席も取らないからお金は要りませんよと認識しておりますし、そうきておると思いますので、そこらも十分、また。どこでその担当職員がどういう理解をしたのかわかりませんが、十分注意をしていき

たいと思いますし、今後こういうようなことはないと思いますけど、それ以降ないと思いますけど、それについては十分再確認して、注意もやって、ほかのお客さんに、当然いい事業を取り入れていくわけですから、そういうご家庭も当然多いわけですので、当然、十分注意をしてやっていきたいと思いますので。申し訳ないです。

○議長（中西和夫君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 新たに取り入れられた事業ということもあって、その辺が徹底できてないというのか、文化振興財団の職員たるものがそういう認識がないということが非常に残念やったものですから。

私、またちょっと局長さんと話しながら、担当課にも申し上げて、ちゃんとしてねと、した上で、私、チケットを買いますということで改めてチケットを買いましたけど、またそれも、私が言ったからといってどこでどうなってその料金設定がこうですとなったのが、そんなことをやってたら、もうほんとに住民さんにチケットを買ってもらうのに不信感を持たれて、せっかくいい事業をやろうと思ってるのにそんなのではちょっと困るなど。より多くの斑鳩町の住民さんに、またそういうショーみたいな形で見ていただくことが、情操教育の中にも子どもさんの幼児教育にも大変すばらしい重要なことですので、どんどんやっぱり啓発していただいて、下の子どもさんもいらっしゃっても、そういうことで一緒にどうぞと言えるように、膝の上のお子さんのことまで配慮してやっぱり進めていっていただけるように、その辺の徹底ですね。事務局で相談を受けて、行政のほうもその辺の料金設定なんかもやっぱりきちっと徹底して見ておいていただきたいなということ。

先ほど、副町長も今後気をつけますということで、私が申し上げたことは当然の見解やということでおっしゃっていただきましたのでいいですけども、最初に販売している中でばらつきがあるということは不信感を生みますので、そういうことがないように今後やっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（中西和夫君） ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって質疑を終結いたします。

報告第8号 平成24年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明4日から5日までは休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

( 午後 1時38分 散会 )